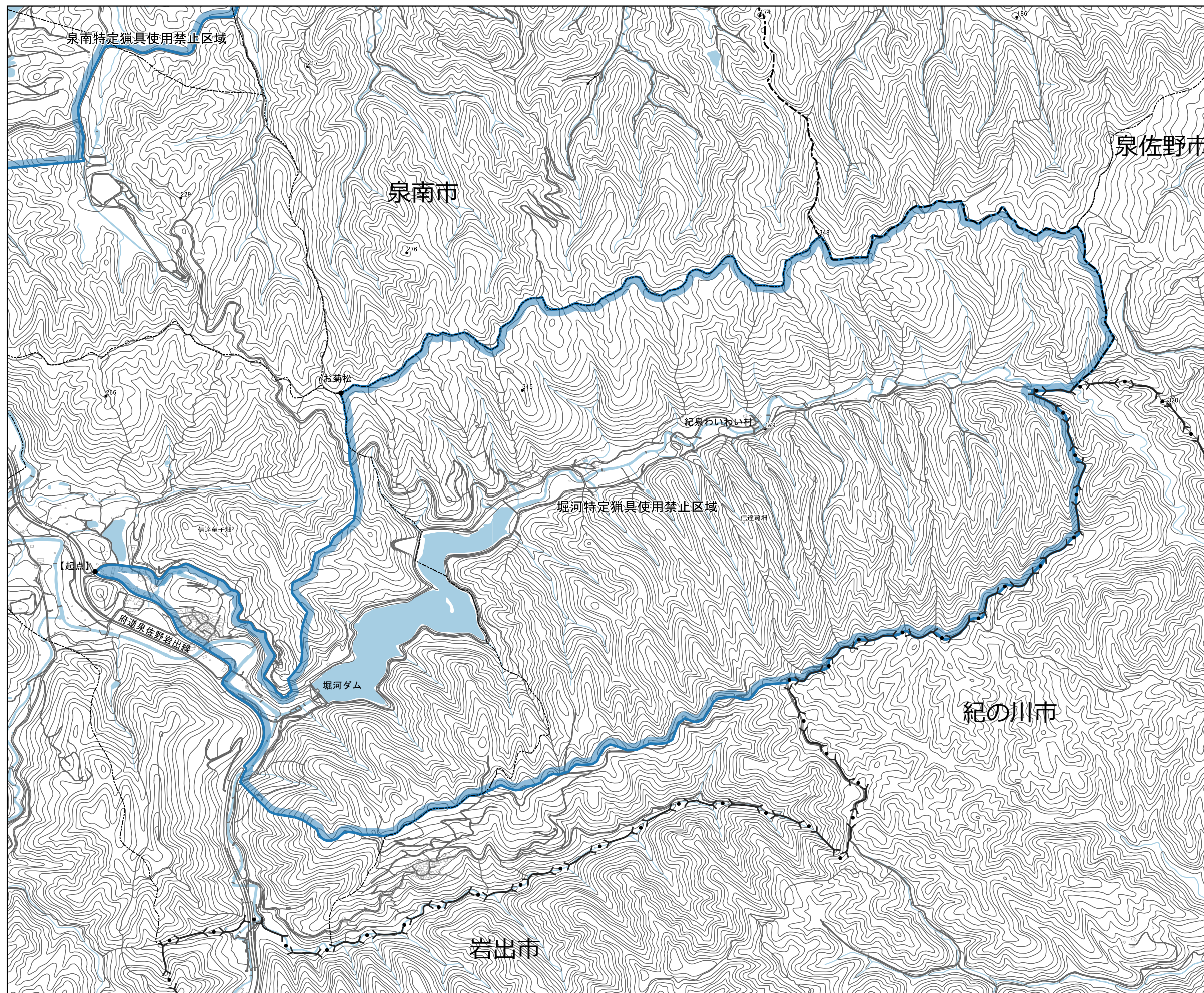


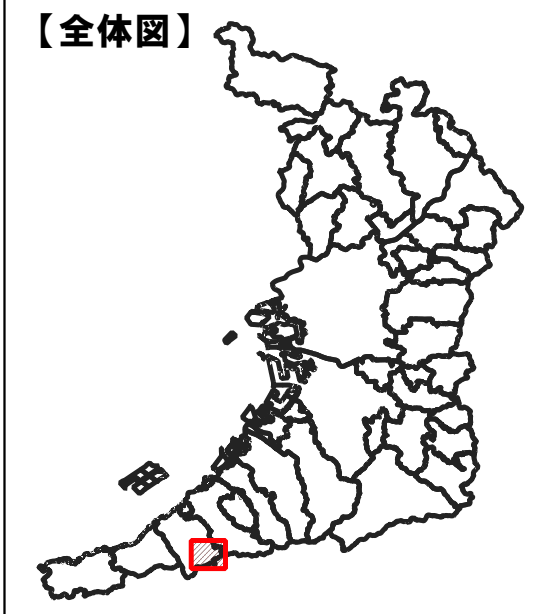
65 堀河特定猟具使用禁止区域

1:10,000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

府道泉佐野岩出線と市道童子畑堀河線の交点を起点とし、市道童子畑堀河線を東進し、泉南市童子畑簡易水道浄水場に至る。同浄水場より山頂に上がり尾根伝いに北進し、林道高倉線を経て、お菊松に至る。同場所より尾根伝いに東進し、殿尾山無人気象観測所を経て、泉南市と泉佐野市の境界線を南進し、和歌山県との境界点に至る。同点より境界線に沿って南西進し、信達南無線中継所に至る。同場所より尾根伝いに南西進し、府道泉佐野岩出線と堀河ダム管理用道路との交点に至る。同点より府道泉佐野岩出線を北進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。